

令和7年度第5回

第135回札幌市都市計画審議会

議 事 録

令和8年2月3日（火）午後1時30分開会
札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

札幌市まちづくり政策局

もくじ

1	開会	1
2	議事録署名人の指名	1
3	議事	1
	◎藻岩山公園について	2
	◎第3次札幌市都市計画マスタープランの策定について、第2次札幌市立地適正化計画の策定について	5
	◎札幌市都市再開発方針の変更について	15
	◎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	28
4	閉会	32

第135回（令和7年度第5回）札幌市都市計画審議会

1 日 時 令和8年2月3日（火）午後1時30分～午後3時50分

2 場 所 札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

3 出席者

委員：岸本 太樹会長をはじめ20名（巻末参照）

札幌市：まちづくり政策局都市計画部長 小林 伸樹

まちづくり政策局都市計画部都市計画課長 岩瀬 範昭

まちづくり政策局事業推進担当部長 林 久哲

建設局みどりの推進部長 浜岸 俊也

4 議 事

【諮問案件】

（市決定）

議 案 第1号 札幌圏都市計画公園の変更【藻岩山公園】

議 案 第2号 札幌圏都市計画都市再開発方針の変更

【札幌市都市再開発方針の改定】

【札幌市からの意見聴取案件】

議 案 第3号 第3次札幌市都市計画マスタープランの策定について

議 案 第4号 第2次札幌市立地適正化計画の策定について

議 案 第5号 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更

第135回 都市計画審議会 案件一覧

【諮問案件】

(市決定)

議案 第1号 札幌圏都市計画公園の変更【藻岩山公園】

議案 第2号 札幌圏都市計画都市再開発方針の変更【札幌市都市再開発方針の改定】

【札幌市からの意見聴取案件】

議案 第3号 第3次札幌市都市計画マスタープランの策定について

議案 第4号 第2次札幌市立地適正化計画の策定について

議案 第5号 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

案件グループ分け

【諮問案件】

順番等		案件概要			
		地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号	採決
市 決 定	①	藻岩山公園	公園の変更	議案第1号	第1号
	②	都市再開発方針	都市再開発方針の変更	議案第2号	第2号

【札幌市からの意見聴取案件】

順番等		案件概要	
		名称	番号
①	第3次札幌市都市計画マスタープランの策定	議案第3号	
	第2次札幌市立地適正化計画の策定	議案第4号	
②	札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	議案第5号	

1. 開 会

●事務局（岩瀬都市計画課長） 定刻となりました。

本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員24名のうち、20名の方がおそろいでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第135回札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課長の岩瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本日の委員の出欠状況についてですが、大島委員、岸委員、佐藤委員、渡部典大委員につきましては本日欠席される旨のご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

議案書、パワーポイント資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、本日、ご都合によりお持ちになられていない委員の方がいらっしゃいましたら挙手にてお知らせください。

本日、委員のお席には、配付資料1として会議次第、配付資料2として案件一覧、配付資料3として委員名簿及び座席表がございます。

なお、本日の議案に関連する部局として、まちづくり政策局の都市計画部、事業推進担当部、建設局のみどりの推進部などの関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、傍聴席、報道席にいらっしゃる皆様方にご連絡がございます。場内の撮影につきましては議事に入りました後はご遠慮をいただいております。議事に入るのは会長による議事録署名人の指名の後になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以降の進行につきましては岸本会長にお願ひいたします。

2. 議事録署名人の指名

●岸本会長 岸本でございます。よろしくお願ひいたします。

早速ですが、今回の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は2名で、1名は学識経験者の回り番、もう1名は市議会議員と市民委員が交代で行い、それぞれの回り番でお願いしております。

今回は、池田委員と山田委員にお願ひいたします。

3. 議 事

●岸本会長 それでは、早速ですが、議事に入っていきます。

初めに、確認事項でございます。

当審議会における採決ですが、札幌市都市計画審議会条例第7条第4項でございますように出席委員の過半数をもって決しており、その確認は賛成の方の挙手によって行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

本日は、諮問案件2件、意見聴取3件について審議いたします。

審議の進め方については、お配りしております配付資料2の案件グループ分けにありますように、案件ごとにご説明をいただく形で進めたいと思います。

なお、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市再開発方針の3計画について、このうち、都市再開発方針については、都市計画決定事項を含み、本日採決をいただく必要があることから、まず、意見聴取案件である議案第3号の第3次札幌市都市計画マスタープランの策定及び議案第4号の第2次札幌市立地適正化計画の策定についてまとめて説明していただき、その審議が終わりましたら議案第2号の都市再開発方針の変更についてご説明をいただき、質疑、採決を行います。

また、ご発言に当たっては、要点を明確に、かつ、簡潔に行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

◎藻岩山公園について

●岸本会長 それでは、議案第1号の藻岩山公園につきまして、準備ができましたらご担当部局からのご説明をお願いいたします。

●浜岸みどりの推進部長 諮問案件グループ①の藻岩山公園の都市計画変更についてご説明いたします。

内容につきましては、前回11月の事前説明と同様、長期未整備となっている藻岩山公園の都市計画を廃止するものでございます。

本日は、こちらの5点を順にご説明いたします。

初めに、藻岩山公園の概要についてです。

藻岩山公園は、南区北ノ沢に位置する計画面積31.0haの総合公園として昭和59年3月22日に都市計画決定されましたが、現在まで未整備となっております。なお、計画区域の全域が市街化調整区域となっております。

当該公園は、札幌藻岩山スキー場の南斜面と一部が重なる形で計画されており、計画区域の南西側には藻岩山観光自動車道の料金所があり、計画区域を分断する形で観光自動車道が位置しております。また、公園計画地のほとんどは、図の青色で示した都市環境林の区域として樹林地の保全を図っているエリアとなります。

次に、これまでの経緯をご説明いたします。

藻岩山では昭和35年に札幌藻岩山スキー場が営業を開始しております。冬季は今でもスキー場として多くの市民に利用されておりますが、夏季にはスキー利用がなくなるため、シーズンを通して活用できる方法が模索され、レクリエーションに関する市民ニーズへの対応を目指し、斜面地を活用した総合公園の造成が検討されました。

その後、昭和59年に都市計画決定されましたが、事業化に当たり、多量の表面排水や観光自動車道による公園の分断といった課題を解決する必要があり、調査、検討、関係機関

協議などを進めてまいりましたが、解決には至りませんでした。その間、市内各区には総合公園が順次整備されていきました。

平成18年には公園予定地にある樹林地を都市環境林として保全する方針を決定し、令和6年度には藻岩山スキー場を一体的に管理運営する新たな事業者を公募、選定、翌7年度に新体制へと移行されました。この中で、運営方針の一つとして、グリーンシーズンを積極活用し、一年を通して市民、観光客に愛される魅力的な場所を目指すことが掲げられております。

次に、長期未着手公園の見直しの検証についてご説明いたします。

本事案のような長期未着手公園について、国や北海道が示した見直しに関する考え方についてです。

全国的に公園を含む長期未着手の都市施設が見受けられたことから、国は、平成23年に都市計画運用指針を改正し、長期未着手の都市施設については、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき見直しを行うことが望ましいとして、長期未着手公園の都市計画廃止に関する見解を示しました。

国の指針改正を踏まえ、北海道では平成29年に見直しのガイドラインとなる長期未着手公園等に係る基本的な考え方を策定し、見直しに向けた具体的な進め方を示しました。

その後、札幌市では、令和2年に策定した第4次札幌市みどりの基本計画において、今後、大規模公園を新規に整備しないことや都市環境林を適切に管理していくことなどの方向性を示しております。

以上を踏まえ、藻岩山公園は、都市計画決定から40年以上が経過し、当時とは取り巻く状況が大きく異なることから、改めて整備の必要性を検証することといたしました。

この図は、北海道が示した見直しの進め方の手順です。

まず、(1)の見直し対象の選定ですが、藻岩山公園は都市計画決定から20年以上が経過しているため、見直しの対象となります。

次に、(2)の必要性の評価として、上位計画との整合性、緑とオープンスペースの求められる機能の有無、その機能がある場合は代替手法の有無、そして、その他の地域状況等について検証を行い、その結果に基づき、都市計画変更の判断を行います。

それでは、各項目の具体的な検証結果についてご説明いたします。

まず、①の上位計画についてです。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、第2次札幌市都市計画マスタープラン、第4次札幌市みどりの基本計画との整合を検証しました。その結果、人口減少社会等を見据えて長期未着手公園の整備を見直すこと、都市環境林に指定して保全を図ること、公園施設の総量を抑制することなど、いずれも上位計画と整合が取れていることを確認いたしました。

次に、緑とオープンスペースの機能についてです。

都市計画決定当時はレクリエーション機能の充足が求められておりましたが、現在、市

内各区に総合公園が配置されており、特に南区には広域公園である真駒内公園、滝野すずらん丘陵公園なども供用されており、レクリエーション機能は充足していると言えます。また、都市環境林の指定により、環境保全や景観形成の機能についても既に図られていることから、現在、緑とオープンスペースの機能は充足していることを確認しました。

これに伴い、代替手法の検討は省略となります。

最後に、その他（地域の状況等）についてですが、地域から当該公園の整備を求める要望等は特にございません。また、藻岩地区町内会連合会や公園予定地に隣接する北ノ沢第三町内会へ説明を行ったところ、反対意見はなく、廃止についてのご理解をいただいております。また、ほかの都市計画や関係法令への支障も特段ございません。

以上の検証結果により、藻岩山公園の都市計画を廃止することについて、支障はないものと判断いたしました。

まとめとして、都市計画変更の内容についてです。

これまでの説明のとおり、本市としては藻岩山公園の都市計画を廃止したいと考えております。今後におきましても、引き続き、公園予定地の大半を占める樹林地は都市環境林として保全し、樹林地以外はスキー場として土地利用を継続してまいりますので、これまでの土地利用と変わるところはございません。

次に、法縦覧の結果についてです。

都市計画法に基づき、令和8年1月5日から1月19日までの間、案の縦覧を行いました。その結果、本案に対する意見書等の提出はございませんでした。

最後に、今後の予定についてです。

本日の諮問においてご同意をいただければ、今月中旬頃に北海道協議へ進み、3月中旬に都市計画変更告示を予定しております。

以上で諮問案件グループ①の藻岩山公園の都市計画変更についての説明を終わります。

●岸本会長 それでは、ただいまの説明についてご質問等がございましたらお伺いいたします。

なお、発言に当たりましてはマイクをお渡ししますので、議事録作成のためにマイクを利用していただきますようお願いいたします。

●山田委員 まず、昭和35年にスキー場が開設され、その後、現地調査やいろいろな問題が発生したために2011年に見直しを始められたということでしたが、見直しを始められてから今まで約15年間あります。ここまで長期にわたって検討する期間というのは、普通、必要なものなのでしょうか。

また、今、札幌市内の公園で同じように長期未着手のものがほかにもあれば教えていただきたいです。

●浜岸みどりの推進部長 2点のご質問をいただきました。

まず初めに、見直しに非常に時間がかかったのではないかということについてです。

都市計画決定した公園を廃止するということは、従前、国の指針は特になく、ルール化されているものはございませんでした。きっかけとなったのは、国の指針ができたこと、その後北海道のガイドラインができ、それに伴ってこういう手順でやっていけばいいということになりましたので、それに沿って進めていくことになったということです。

その後、少し時間が空いていますが、一つは、上位計画の第4次札幌市みどりの基本計画の中で公園施設の総量を抑制していく方針が決まるなど、札幌市の行政としての上位計画の中での位置づけという作業がございました。その後、地元説明に入らなければいけなかったのですが、ちょうどコロナの時期になり、なかなか難しい時期がありました。それが落ち着きまして、地元説明に入れたことで結果として今の時期になったということです。

それから、二つ目のご質問は、都市計画決定されている公園で事業未着手のものはほかにあるのかですけれども、現在、都市計画決定されていて、事業未着手の公園はございません。

●岸本会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、採決を行います。

議案第1号の藻岩山公園のご提案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●岸本会長 全員賛成と認めます。

よって、本案につきましては当審議会として同意することにいたします。

◎第3次札幌市都市計画マスタープランの策定について

◎第2次札幌市立地適正化計画の策定について

●岸本会長 続いて、意見聴取案件である議案第3号の第3次札幌市都市計画マスタープランの策定及び議案第4号の第2次札幌市立地適正化計画の策定についてです。

準備ができましたら、担当部局からのご説明をお願いいたします。

●岩瀬都市計画課長 議案第3号、第4号については私から説明させていただきます。

それでは、意見聴取案件である議案第3号の第3次札幌市都市計画マスタープランの策定についてご説明いたします。

お手元の資料かスクリーンをご覧ください。

本日の説明資料として、議案書として本書(案)、補足資料として概要版(案)及びパブリックコメントの概要の2種類を配付しております。

本案件につきましては、9月の都市計画審議会、そして、前回、11月の都市計画審議会において、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市再開発方針の3計画の見直しの概要について説明させていただき、ご意見を踏まえた修正等を行っておりますことから、都市計画マスタープラン、立地適正化計画においては、お配りした補足資料2のパブリックコメントの概要を用い、ご説明させていただきたいと思っております。

いただいたご意見とそれらのご意見に対する札幌市の考え方及びパブリックコメントを踏まえた変更点を中心に説明いたします。

なお、3計画のパブリックコメントの概要については、本日の都市計画審議会で説明した後、2月中に正式に発表する予定となっております。

それでは最初に、都市計画マスタープランについてです。

補足資料2をご覧ください。

1ページです。

昨年11月10日からの1か月間で都市計画マスタープランを含む3計画のパブリックコメントを実施しております。都市計画マスタープランに対しては16名の方から35件のご意見を頂戴しました。

2ページには、意見をいただいた方法や場所を記載しております。

3ページをご覧ください。

パブリックコメントの意見を踏まえて計画書の記載を変更した箇所について記載しています。なお、パブリックコメントの意見等によってこれまでの内容を大きく変更したところはございませんので、一部、変更したところのみを説明させていただきます。

都市計画マスタープランでは、二つの意見を踏まえ、同様の内容ですが、6か所の本書の記載を変更しております。

ご意見としては、地下鉄とJR駅を差別化する意義があるか不明、乗継ぎ施設の配置状況に関して、地下鉄駅に比べてJR駅が不公平という趣旨でした。

札幌市としては、地下鉄駅だけではなく、JR駅周辺についても交通結節点と捉えており、都市機能の集積や交通環境整備等が重要と考えていることから、より分かりやすい表現とするため、本書の50ページ、71ページ、79ページ、82ページでそれぞれ同様の変更をしております。もともとの記載は地下鉄駅などとしていましたけれども、そこに含まれているJR駅という文言を抜き出して記載しております。

次に、5ページをご覧ください。

これ以降、計画書の変更は行っておりませんが、本計画に関係するご意見として札幌市の考え方を記載しておりますので、抜粋して説明いたします。

まず、7ページをご覧ください。

6番のご意見は、空き家の円滑な流通と処分について税制上の改正を求める、更地になると固定資産税額が上がってしまうため、補助等により土地利用の移行を促進すべきという趣旨でした。

空き地、空き家に関する意見ですが、この審議会の部会でもいろいろ議論したとおり、札幌市としても空き家の流通は重要と考えていることから、既に取り組んでいる空家譲渡所得特別控除や危険空家除却に関する補助などのように、土地利用計画制度などの都市計画制度だけではなく、人口減少を踏まえた総合的な空き家対策等の検討を進めていこうと考えているという回答としています。

続いて、10ページをご覧ください。

11番、12番の意見ですが、地下鉄路線を手稲区方面に延伸するため、JR北海道と協議してほしい、また、清田区と中心部間で移動が増える仕組みをつくってほしいという趣旨です。

手稲区方面への延伸については過年度の調査において地下鉄等の軌道系交通機関の導入が必要となるほどの需要は発生しないという結果であったことから、現在、JR北海道との協議を進める段階ではないと考えており、そのような回答としています。

また、清田区方面への延伸についてですが、後背圏を含めた生活拠点のエリアとして区役所周辺を地域交流拠点に位置づけており、立地適正化計画においても都市機能誘導区域に位置づけ、地域の生活を支える都市機能の集積を図る考えです。そのため、清田区役所周辺において、地域の生活を支える日常的な生活利便機能や多様な都市機能の集積を図るとともに、総合交通計画において、福住－清田間を公共交通機能向上方面と位置づけ、都心へのアクセス性向上や定時性確保など、公共交通としての機能を向上させるための検討や取組を進めていきたいと考えております。

続いて、12ページをご覧ください。

18番の意見ですが、大通公園をどのような目的でリニューアルしたいのかが分からないという趣旨でした。

これについては、昨年度に策定した大通公園のあり方に基づき、日常利用とイベントの両立を図るとともに、公園周辺のまちづくりと連携した公園、道路、沿道との一体性を目指すなど、象徴的な空間となるよう検討を進めていく予定です。

抜粋で大変恐縮ですが、以上がパブリックコメントでいただいた意見と意見を踏まえた変更点などの説明になります。

なお、パブリックコメントを踏まえての変更のほか、事務局でも修正を行っております。誤字脱字、助詞の「てにをは」、接続詞の修正などを行っておりますが、これまでお示しした内容から大きく変わる変更はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上が都市計画マスタープランの説明となります。

続きまして、議案第4号第2次札幌市立地適正化計画の策定について説明いたします。補足資料2の1ページをご覧ください。

右上に議案第4号補足資料2と書いている資料になります。

立地適正化計画についてはパブリックコメントで19名の方から35件の意見を頂戴しております。

2 ページにその内容等を書いています。

3 ページ以降が記載内容の変更をしているところです。

3 ページをご覧ください。

パブリックコメントの意見を踏まえ、計画書の記載を変更した箇所についてご説明いたします。

立地適正化計画では、パブリックコメントの四つの意見を踏まえ、計画書の記載を4か所変更しております。

変更点(1)では、第1章の計画の基本事項に関する記載の変更をしております。

意見としては、コンパクト・プラス・ネットワークの先駆的成功例を示してほしいというものでした。

本書の3ページにコンパクト・プラス・ネットワークにより期待される効果の例をこの意見を踏まえて追記いたしました。人口の集積に伴うサービス産業の生産性向上やサービスの効率化による行政コストの縮減、地価の維持、上昇など、立地適正化計画の効果を追記しております。

変更点(2)は、二つの類似意見があったため、(2)として取りまとめております。

都市計画マスタープランでも同じ意見をいただいておりますが、第5章の誘導に関する施策への意見として、JRについても明記すべきという話、また、JR駅が取り上げられておらず、地下鉄駅に比べて不公平といった意見をいただいております。

これにつきまして、都市計画マスタープランの記載に合わせる形になりますが、本書の70ページにはJR駅と明記し、71ページには乗り継ぎ施設の記載について、都心、地域交流拠点に限らない記載とするようにJR駅という名称を明記しております。

続きまして、補足資料の4ページをご覧ください。

変更点(3)ですが、第6章の防災指針に関する意見として、収容人数や備蓄物資などの避難所の体制や2次避難先について計画に明記すべきという意見がございました。

防災の取組については全てこの計画に載せるということではないのですが、これらの情報については札幌市の危機管理局のホームページに全て掲載していますので、そのURLをご案内することとして本書の100ページに追記しております。

5 ページをご覧ください。

5 ページから11ページには、計画書の変更までは至っておりませんが、計画に関係する意見と札幌市の考え方をそれぞれ記載しております。

都市計画マスタープランと重複する意見が複数ありましたが、立地適正化計画だけに寄せられた意見を幾つかご説明いたします。

まず、6ページの3番の意見をご覧ください。

将来的な人口減少を踏まえ、1か所でもいいので、試行的に強制的な居住誘導を行い、効果検証すべきではないかという趣旨の意見です。

人口減少と市街地の範囲に関する意見ですが、立地適正化計画では強制的な集約を行う

制度ではないこと、そして、都市計画マスタープランでも線引き制度等の諸制度を活用した総合的な施策展開の在り方について継続的な検討を進めていくと記載していることから、この意見を受けて計画書の変更はしていません。

続きまして、6ページの4番の意見になります。

これは、JR白石駅周辺も集合型居住誘導区域に位置づけるべきとの意見です。

札幌市では、集合型居住誘導区域は、土地の高度利用を主とした集合型の居住機能の集積を図ることにより、人口密度の維持、増加を目指す区域としております。都市計画マスタープランの複合型高度利用市街地の範囲としております。

JR白石駅につきましては複合型高度利用市街地の位置づけが現在ありませんので、集合型居住誘導区域に新たに設置するような変更はしていません。

続きまして、8ページの9番をご覧ください。

清田を誘導区域に位置づけることに対する意見になりますが、バス路線地区の清田につきましては、公共交通の整備とセットとするか、誘導区域から除外するかのどちらかではないかとの意見をいただいております。

清田については、区役所周辺を誘導区域に位置づけ、地域の生活を支える機能集積を図る考えを持っておりますし、既存の公共交通の機能性向上に向けた検討を進めているところで、誘導区域から除外するような変更は行わないと回答しております。

以上、計画の変更を行った4件を含めまして、パブリックコメントでは計画に関係する20件のご意見があったことを報告させていただきます。

なお、12ページと13ページにはその他の意見を載せておりますが、説明は割愛いたします。

以上、都市計画マスタープランと立地適正化計画のパブリックコメントでいただいた意見と変更点などの説明になります。

パブリックコメントを踏まえての変更のほかにも土砂災害警戒区域の指定箇所数の時点更新を行っておりますが、そのほか、方向性が変わるような変更は立地適正化計画について行っておりません。

また、補足資料1の概要版についてはパブリックコメントを受けて変更した箇所はないのですが、前回の都市計画審議会での意見を踏まえ、10ページに記載する誘導区域の外における地域特性に応じた施策のうち、地域コミュニティの確保に係る施策の内容は一部変更しております。

以上が都市計画マスタープランと立地適正化計画の説明となります。

●岸本会長 それでは、ただいまの第3次札幌市都市計画マスタープランの策定と第2次札幌市立地適正化計画に関してご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

●欠委員 私は、前回、地域交流拠点地区としての清田について、JR、路面電車、地下

鉄など、どれも通っていないので、できるだけ地下鉄路線を早く延伸してはというお話をさせていただきました。

今説明していただいたところの関連でも、3号議案の都市計画マスタープラン案の10ページの12番の話をいただきましたし、立地適正化計画についても8ページの9番の話をいただいたと思うのですが、やはり、清田についてよく考えなければいけないなと一市民として思っております。

もちろん、JRと地下鉄で決して差別化をしてはいけないと思いますし、JRも大切な交通手段だと押さえています。先日の雪の状況などを見ますと、より安定した地下鉄は大事なものだと感じますし、JRはちょっと不安定だったところがあったと思っています。

そのほか、地域交流拠点ということで押さえていきたい、誘導区域に位置づけるのはどうなのかという話も出ていましたが、私は、札幌市全体を見ると、清田は大事な位置づけになる場所ではないかと思っておりますので、やはり、地下鉄東豊線の延伸をより早めに考えていただき、一つの大事な場所だと押さえていただきたいです。バス路線地区だということだけでは不安定だろうなと思っております。

前回の話にもう一度触れることになってしまい、申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

●岩瀬都市計画課長 札幌市におきましては、現在、公共交通の機能性向上に向けた検討を続けておりますので、ご意見として受け止めたいと思っております。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●森田委員 ここにも書いてありますが、大都市、札幌市の再開発が進む、いろいろなことが進む、でも、人口が減っていくという中で、バスターミナルは、市民だけではなく、多くの道民の皆さんにも影響が出ると思っております。そこからいろいろなところに行けるし、来られるし、札幌が発展していくということにつながると私は思っております。

先日、新聞で見たのですけれども、何か仮設のバスターミナルの建設予定が出たようですが、具体的にはどのように進んでいらっしゃるのでしょうか。

また、大きな都市である札幌市が発展するのは当然で、私も市民の一人として札幌が発展していくことやいろいろな再開発が進んでいくことには多めに賛成です。ただ、69ページや適正価格の決定の策定についての意見書の中にもありますけれども、まちの形、景観についても重要視していかなければいけないと思っております。

私は今回の委員で退任しますが、札幌市の未来を考えたとき、景観の審議会もありますけれども、ぜひ、都市計画の中でも景観を最重要視していただくことを望みたいと思っております。

その点についてご所見をお願いいたします。

●岩瀬都市計画課長 1点目のバスターミナルの関係ですが、公共交通や人の移動を考えるとときにも本当に重要な施設だと思っております。今、パーソントリップ調査等も行ってありますが、引き続き様々な検討をしていければと思っております。

ご質問の中にスケジュールが出ているという話があったと思えますけれども、多分、それは札幌駅の北5西1・西2街区のバスターミナルの関係かなと思っております。具体的な資料はないのですが、報道等によりますと、北5西2街区については2030年にバスターミナルが開業、北5西1街区についてはその後の開業になるということです。いずれにしても、できるだけ早い開業を目指して進めていくと聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

2点目の景観の話ですが、我々も都市計画マスタープランにおいて景観の位置づけをしっかりと行い、重要視していきたいと思っております。また、今ちょうど景観審議会を行っておりまして、夜間など、いろいろな視点を持って計画しているところでして、今のご意見を踏まえ、引き続きしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●長屋委員 質問させていただきます。

私からは、3点、立地適正化計画について質問と意見を述べさせていただきます。

1点目です。

本書31ページに市民意識調査結果が掲載されておりました。札幌のまちに対する愛着度、または、指標到達度調査で地域の住環境について良好と思われる方がとても多いことが分かりました。具体的には、買物や通院、生活利便性の高い暮らしの場、多様なライフスタイルを実現することができる市街地になっているかという設問に対し、そう思う、まあそう思うと回答された方が78%、65%となっております。しかし、一方から見れば、約3割の方が必ずしもそう感じていないという結果でもあります。ですから、これらの設問にあるような環境整備について、何がどの地域に不足しているのか、常に検証しながら取り組んでいくことがとても重要ななと思ひました。

こうした取組について今後どのような方法で評価、検証していくのか、伺いたいと思ひます。

2点目です。

概要版の7ページに記載されておりました防災力を高める都市機能についてです。

昨日もどか雪がありました。こういった雪害を考えますと、地域内に一定の排雪場所を確保、設置していくことも防災、減災の観点からは必要ではないかと思ひました。

この点について見解をお示ししていただきたいと思ひます。

3点目です。

概要版の9ページに示されておりました都市機能誘導区域の都心部についてです。

国際競争力の向上に資する施設としてMICEが明記されておりました。

国際競争力の向上に資すると明記していますが、競争に打ち勝つことを目的とした取組が前面に出過ぎると、競争そのものが主眼となってしまう、周辺の地域の方々との摩擦やトラブルを招くおそれがあるのではないかと懸念しました。

そういった点では、本市独自の魅力を生かした都市機能の誘導を重視すべきではないかと考えましたので、この点についてもお考えを伺いたいと思いました。

●岩瀬都市計画課長 3点のご質問がございました。

1点目のアンケート結果を今後どういうふうに評価、検証していくかについてです。

このアンケートのほかにも、例えば、スーパーや病院、老人ホームなどの施設について、全市的な調査をかけて、徒歩圏にどのぐらいの数があるのか、カバー率みたいなイメージで調査した上で今回の居住誘導区域などを設定しております。

調査にはかなり時間がかかりますが、いつかは計画の改定等もありますので、継続的にそういう調査をしながら、満足度が上がるように、また、どういうものが足りないのか、課題があるのか、詳細なデータを用いて決めていきたいと思っています。

2点目の雪の排雪場所を地域に設けたほうがいいのかということについてです。

今、雪対策室でいろいろな検討や施策を行っております。例えば、住宅地の中であれば、協定を結んで公園に物を壊さないように雪を排雪する仕組みをつくる取組もしたりしておりますし、今回の大雪が降った後に体制を変えたりしております。

雪の排雪場所は郊外部にはたくさんありますが、全市的に確保するのは難しく、引き続き、どのような形で排雪場所を確保していくかは札幌市で検討していくことになっておりますので、またご意見をいただきながらやっていきたいと思っております。

3点目のMICE施設についてです。

都市機能として、札幌にとって必要な機能としてMICEを位置づけております。

MICEという施設自体、国際展示場など、国際的な会議を誘致するものでして、競争するものではないと思っていますけれども、なるべく札幌に誘致できるようにという考え方の下、MICEを設定しております。

MICE設置の目的や考え方はたくさんありますので、目的を見失わないように整備を進めていきたいと考えております。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●横田委員 まず最初に、パブリックコメントに意見を寄せてこられる方が多いこと、また、それぞれに対してこのように丁寧に回答され、考え方を示しておられることに敬意を

表します。

もし差し支えなければ、意見を出された方の男女比が分かればお教えいただければと思います。

二つ、意見というか、感想めいたものです。

まず、立地適正化計画の6ページの誘導区域と誘導施設に関するご意見の3番です。

強制的にでも1か所ぐらいやっしまえばというものを読んで、過激と思ったものの、人口減は確実だし、高齢化率もどんどん高くなっていき、遠い将来どころか、10年先、15年先の暮らしを考えるとコンパクトにしていく必要性を身にしみている方々もおられるのだなと思いました。強制的な誘導はあまりにもですが、積極的な誘導を行うような一歩踏み込んだものがあったらいいのではないかなと思いました。

といいますのは、70代の後半の知り合いがいるのですけれども、郊外の一戸建てに住んでいて、雪かきとかもできないので、ひとりになったとき、便利なところといいますか、地下鉄駅のすぐ近くに住もうとしたようなのです。しかし、お金はいっぱいあるのに、部屋を貸してもらえないということでかなり苦労されたようだったのですね。

家は郊外なのですが、老人の施設にはまだ入りたくなくて、その家を手放してでも何とか自立して暮らそうという人たちはいまして、先ほど空き家の話も出ていましたけれども、集約していく、コンパクト化していくというとき、こういうことができますよという手助けがあれば、コンパクト化がうまくいく一つの誘引になるのではないかなとこの過激なこの意見を読みながら思いました。

もう一つは、先ほど市民の意識というところにもあったのですが、都市計画マスタープランのパブリックコメントの集約の6ページの都市づくりの重点に関するご意見で、地域交流拠点に対する考え方について書かれている3番です。

地域住民を巻き込んで、単なる楽しみだけではなく、そこに住んでいる人たちが自分たちの地域の環境や産業の課題に取り組めるような体制を整える必要があるというご意見が載っています。私はこれに賛成で、地域交流拠点の在り方に住民が積極的にコンパクト化されていく地域に働きかけられるような場所だという視点も明確に含めていくことも考えていただければと思います。

●岩瀬都市計画課長 一つ目の男女比ですが、パブリックコメントの意見には書いていただかない方もいらっしゃいますので、比率については分かりません。

二つ目の強制的にでもというお話についてです。

委員のご意見のとおりで、そのように進めていきたいと思っておりますが、強制的にとするのはなかなか難しいと思っております。我々も、都市計画マスタープランを作成しましたが、大きな問題だと認識しておりますので、どう積極的な誘導を図れるかなど、都市計画の手法に限らず、いろいろと検討していかなければならないと思っておりますし、引き続き検討はしっかりと進めていきたいと思っております。

三つ目についてです。

我々もそのとおりだと思います。地域交流拠点につきましては、市民参加をしていただきながら、自分たちのまちをどうつくっていくか、目標図をつくっていただきながら進めることが大事だと思います。今もいろいろと着手しておりますが、引き続き、ご意見を踏まえ、しっかりと対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

●岸本会長 ほかにごぎいせんか。

●田中（上野代理）委員 ただいまご説明をいただきました議案第3号、第3次札幌市都市計画マスタープランの策定について、北海道警察からご意見を申し上げます。

第3次札幌市都市計画マスタープランにおいて、歩行者等にとって安全・安心な交通環境の形成に向けた取組を推進していくという方向性が示されましたが、交通死亡事故を抑制するという警察業務と密接に関わる部分ですので、道警察としましてもしっかりと協力していきたいと考えております。

●岸本会長 ほかにごぎいせんか。

●能瀬委員 内容ではなく、表現の問題で恐縮ですが、都市計画マスタープラン概要版の10ページの都心のところについてです。

こちらに都心における主要な取組イメージということでイラストが掲載されています。こういうものがあると市民としてもすごく分かりやすく、いいなと思っています。そして、例えば、みどりの充実というところを見ると、確かにビルの屋上にみどりがあったり、都心なのにみどりがある、充実させる工夫があるのだろうか、新たな交通需要への対応というところを見ると、見たことがないような交通機関のようなものもちらっと見えたり、いろいろ表現がされているなと思います。

ただ、私が拝見して一つだけ分からなかったのは強靱な都心の形成という文言が入っているところです。これはどういうことをこの絵で表現されたかったのかを伺いたいと思います。

●岩瀬都市計画課長 強靱な都心の形成についてです。

例えば、防災時の一時避難所とするなど、いろいろとやっていますけれども、特に、災害が起きたとき、そのエリア全体に電気が来なかったとしても自家発電をするなど、建物自体の強靱化ということもあります。そういうことをイメージしております。

●能瀬委員 それが絵で表現できるともっといいなという感想を持ちました。

●岸本会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 法律上は意見聴取の手續となりまして、今、ご質問あるいはご感想ということで委員の方からのご発言があり、それに対し、市の関係当局からご説明があったのですが、こちらは採決案件ではありません。

ご提案の立地適正化計画と都市計画マスタープランについて、ご質問を経た上で、意見がこれ以外になればこれで終了となりますが、それに至るまでに何かございませんか。

言葉が非常に難しいのですが、意見があるかないかといったとき、ご質問とご感想を意見と言うならば言うに付いたただけたのですけれども、ご提案の内容そのものに修正が加わらない場合は、法律上、意見なしとなります。

誤解を招くような言い方になるのですけれども、修正がかからないという意味において意見なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、ただいまの2計画の策定自体につきましては都市計画審議会においては意見なしといたします。

ただ、今、いろいろご質問等が出てきて、ご回答していただいたことについて無視するという意味では全くございません。この点は、関係部局の方々としては、しっかりとご質問やご意見の趣旨を踏まえ、引き続き運用局面においてはよろしくお願いいたします。

◎都市再開発方針の変更について

●岸本会長 続いて、議案第2号の都市再開発方針の変更についてです。

準備ができましたら、担当部局からご説明をお願いいたします。

●林事業推進担当部長 私から札幌市都市再開発方針についてご説明いたします。

この方針は、ただいまご説明しました都市計画マスタープランで掲げる都市づくりを再開発の視点から実現するための計画となります。

初めに、本日の配付資料についてです。

右上に議案第2号と記載のあるA4縦判の資料が本日ご審議をいただきます札幌圏都市計画都市再開発方針の変更の議案書です。現在進めております札幌市都市再開発方針の見直しに伴い、このうち、都市計画として定める事項も変更となるため、議案書はそれらをまとめたものとなっています。

議案書の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

このうち、初めのⅠの1号市街地とⅡの2号地区については、都市再開発法の規定に基づき定める事項であり、地区の範囲や整備の方針を示しております。Ⅲの整備促進地区の整備方針については、戦略的な再開発の促進のため、札幌市が独自に定めているものです。これらを合わせて都市計画に定める事項として議案書を整理しています。

お手元には、このほか、議案書の参考資料として札幌市都市再開発方針の本書、議案第2号の補足資料1として札幌市都市再開発方針の概要版、補足資料2として札幌市都市再開発方針（案）に対する意見の概要と札幌市の考え方についてをお配りしております。

本日は、こちらの議案内容の説明をいたします。

議案書の内容を含む都市再開発方針の概要について簡単に振り返りをした後、パブリックコメントを踏まえた変更点についてご説明いたします。

補足資料1の概要版を用いて振り返りをいたします。

1ページには都市再開発方針の趣旨についてお示ししています。

都市再開発方針とは、再開発の長期的かつ総合的なマスタープランであり、健全な土地利用や都市機能の更新などを目指し、計画的な再開発を促進するために策定するものです。

ページの下段に、都市計画に定める事項として、計画的な再開発が必要な1号市街地、重点的に再開発の誘導を図る整備促進地区、一体的かつ総合的に再開発を促進する2号地区の範囲とこれらの地区の整備方針を定めることと示しております。

2ページ、3ページでは、前方針の振り返り、今後重視すべきポイントを整理しております。

4ページ、5ページを見開きでご覧ください。

ここでは、再開発の四つの基本目標とこれからの再開発に求められる公共貢献を示しています。

今回の再開発方針の見直しでは、重点的に誘導すべき公共貢献として、右下ですが、脱炭素化の推進、災害に強いまちづくり、交通環境の整備の三つを位置づけています。

6ページ、7ページを見開きでご覧ください。

こちらでは、地区の指定と支援の考え方をお示ししております。

人口減少等に適応する持続可能な都市づくりを推進するためにはこれまで以上に戦略的に再開発を誘導していく必要がございます。立地適正化計画で定める区域との整合も重視し、優先度に応じて三つの地区を指定しています。

右側の7ページの図において、まず、水色の1号市街地は、土地の高度利用や都市機能の更新など、計画的な再開発が必要なところですが、立地適正化計画の集合型居住誘導区域に合わせてエリアを設定しております。

次に、黄色の整備促進地区は、1号市街地の中でも整備効果が高く、後背圏への波及効果が期待できる場所であり、立地適正化計画の都市機能誘導区域と地下鉄駅周辺にエリアを設定しています。

そして、赤色の2号地区は、整備促進地区の中でも特に再開発を促進するエリアです。今回の見直しでは都心と地域交流拠点を設定しています。

8ページ、9ページをご覧ください。

こちらでは地区ごとの整備方針の概要を示しています。

1号市街地においては、再開発の基本目標と土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市

機能の更新に関する方針、整備促進地区と2号地区においては整備または開発の計画の概要を整理しています。

10ページには、これからの再開発の進め方を示しております。

以上が再開発方針の概要となります。

続きまして、札幌市都市再開発方針（案）に対するパブリックコメントの意見の概要と札幌市の考え方についてご説明いたします。

補足資料2をご覧ください。

1ページに意見募集の実施概要を示しております。

再開発方針のパブリックコメントについても都市計画マスタープラン等と同様の期間、募集方法で行い、10人から計25件のご意見をいただいています。

3ページにお進みください。

意見に基づく変更点について説明いたします。

いただいた意見を基に再開発方針の本書並びに議案書の内容に関し、変更点（1）から（4）の変更を行っています。

変更点（1）をご覧ください。

こちらのご意見は、次期方針の計画期間10年間に、例えば、工場用地から住宅地への土地利用形態の変更が見込まれる場合、地区指定の見直しにより1号市街地の指定を受けられるのかといった内容です。

本方針では、立地適正化計画との整合性を重視して地区指定を行っておりますが、上位計画との整合が図られることを前提に、札幌市のまちづくりにとって必要性が認められる場合には期間中に見直しを行う余地はあるものと考えております。このため、本書45ページの地区指定の一覧の注釈にも「今後の社会経済情勢の変化等に対応するため、上位計画の見直しや土地利用の動向などを踏まえ、必要に応じて地区指定の見直しを行います」との記述を追記しております。

次に、4ページの変更点（2）をご覧ください。

こちらは、第3章の再開発の基本目標に関連したご意見です。

都市計画マスタープラン、立地適正化計画にも同様のご意見をいただいております。JR駅の位置づけの重要性に関する内容でして、交通結節点の取組について、「地下鉄などの」ではなく、「地下鉄やJRなどの」と明記すべきといったものです。

交通結節点にはJR駅も含まれております。JR駅の周辺における取組も重要であることから、ご意見をいただきましたとおり、本書の35ページ、43ページ、55ページの記載をそれぞれJR駅と明記するように修正しています。

このうち、55ページの2号地区「地域交流拠点地区」の整備方針は、都市計画に定める事項に当たるため、議案書の該当箇所も併せて変更しております。

次に、5ページの変更点（3）をご覧ください。

こちらのご意見は、本書の46ページの地区指定ごとの支援の考え方に関するものです。

本書の46ページと併せてご覧ください。

ご意見では、表4-2のうち、整備促進地区の支援の考え方として、「札幌市のまちづくりに貢献すると認められる場合には、地域特性に応じて緩和型土地利用計画制度等を運用」とある一方で、整備促進地区と容積率の緩和制度の拠点開発誘導区域の範囲が一致していない理由は何か、今後、拠点開発誘導区域を整備促進地区に合わせて変更する予定かといった内容となっています。

ここで、拠点開発誘導区域について補足の説明をさせていただきます。

前方のスクリーンをご覧ください。

再開発方針の本書の16ページに記載しておりますが、緩和型土地利用計画制度等の運用、いわゆる容積率の緩和手法についてのコラムをお示ししています。

この容積率の緩和手法として、都心における開発誘導方針と地域交流拠点等における緩和型土地利用計画制度等の運用方針を定め、各取組の内容や地域特性に応じて運用しているところです。このうち、地域交流拠点等における緩和型土地利用計画制度の中で当制度を適用する対象区域を示しており、これを拠点開発誘導区域と呼んでいます。

意見概要の5ページに戻りまして、札幌市の意図についてです。

再開発方針の地区ごとの支援の考え方では、緩和型土地利用計画制度という手法も含め、様々な手法を活用しながら再開発を誘導していこうという、あくまでも支援の考え方や基本姿勢を示すものとして記載しているものです。

このうち、整備促進地区の支援の考え方の一つに緩和型土地利用計画制度等の運用とお示しておりますが、この緩和型土地利用計画制度等は整備促進地区内に限って行うものではなく、再開発方針との連携に留意しながら各取組の内容や地域特性に応じて運用するものであり、両者の対象範囲は一致しているものではございません。このため、本書の46ページの表4-2の下に注釈としてこのような意図を示した記述を追記しております。

また、緩和型土地利用計画制度等の運用については、今回の再開発方針の見直しのほか、第3次札幌市都市計画マスタープランや第2次札幌市立地適正化計画等をはじめとする上位計画や関連計画の内容を踏まえ、必要に応じて見直しを行いながら、引き続き、効果的な活用を進めてまいります。

次に、6ページの変更点(4)をご覧ください。

こちらのご意見は、地域交流拠点の整備方針に関するものです。

季節や天候などによる乗換えの負担を減らし、丘珠空港へのアクセス性を改善するため、地下鉄栄町駅に直結するバスターミナルを整備してほしいといった内容です。

現在、栄町駅にバスターミナルを整備する計画はございませんが、本方針では、地域交流拠点において、地下鉄駅との接続や公共交通の利用環境向上に資する待合空間の整備など、再開発を通じて誘導していくこととしております。

ご意見も踏まえ、この取組をより分かりやすくお示するため、地域交流拠点の都市施設及び地区施設の整備の方針において公共交通の利用環境向上に資する待合空間などの整

備といった内容も追記しております。

この変更点も都市計画に定める事項に当たるため、議案書の該当箇所も併せて変更しております。

以上がパブリックコメントを踏まえた変更点です。

続きまして、7ページにお進みください。

7ページ以降は、変更点として反映させたご意見も含め、寄せられたご意見を一覧として取りまとめしており、このうち、主立ったものについてご説明させていただきます。

11ページの11番のご意見をご覧ください。

第4章の地区指定に関するご意見です。

容積率の緩和を適用する拠点開発誘導区域の対象であるJR線の発寒中央駅、桑園駅、苗穂駅、厚別駅、白石駅は再開発方針の整備促進地区に含めるべきといった内容です。

本方針においては、今後の人口減少、建設費の高騰など、再開発を取り巻く厳しい状況を踏まえ、経営資源の選択と集中の観点を重視し、第2次札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域である都心、都心周辺、地域交流拠点並びに地下鉄駅とのバリアフリー接続をはじめとする利便性の向上が特に期待される地下鉄駅周辺地区を整備促進地区に位置づけ、重点的に再開発を促進していくことを考えております。

JR駅周辺についても、札幌市としましては、近年のJR苗穂駅周辺の取組のほか、現在進められている札幌駅や篠路駅の周辺の取組のように様々な都市づくりと連動しながら再開発の誘導を図っているところです。ご意見のあったJR駅の地区指定について変更はしておりませんが、JR駅周辺においては、引き続き、様々な都市づくりの動向を踏まえながら、官民連携の下、再開発の誘導を図っていきたいと考えております。

14ページの17番、18番のご意見をご覧ください。

こちらは整備促進地区に位置づけた地下鉄駅周辺地区についてのご意見で、バリアフリー接続を含め、交通環境の整備を進めてほしいという内容となります。

以上がパブリックコメントの意見概要と札幌市の考え方についてです。

最後に、都市計画案の縦覧結果と今後のスケジュールについてご説明します。

前方のスクリーンをご覧ください。

昨年11月、本審議会において、札幌圏都市計画都市再開発方針の変更について事前説明を行った後、本日ご説明しました変更点を反映させた上で都市計画案の縦覧を行っております。

縦覧は、令和8年1月5日から1月19日までの2週間で行い、意見書の提出はございませんでした。

今後のスケジュールについてですが、本審議会において都市計画案にご賛同を得られた場合は、北海道との協議を経て、令和8年3月中に都市計画決定の告示と札幌市都市再開発方針の公表を行う予定です。

説明は以上となります。

●岸本会長 それでは、ただいまの説明についてご質問等がございましたらお願いいたします。

●欠委員 意見の概要ということでいろいろと出されており、先ほど私が触れた点に直結しているものだと思いますが、4ページの「地下鉄などの」ではなく、「地下鉄やJRなどの」と明記したほうが良いという意見に対する変更点で、地域交流拠点の指定のところでは、

「地下鉄駅等からの」を変更し、「地下鉄駅とJR駅からの近接性」と限定しておりますね。ここは、清田のことも考え、そして、バス路線のことも含み入れて、「JR駅など」からというように「など」はやはりあったほうが良いのではないかとことです。

9ページにも同じ項目が出ていまして、下の地域交流拠点の指定のところでは、

「地下鉄駅等からの近接性」とありますが、「地下鉄駅とJR駅からの」としているのは、先ほどから申し上げている清田のことと合っていないと思いますので、「JR駅など」としてはどうでしょうか。

意見の概要では「JRなどの」とされているようです。したがって、10ページのところでも、変更後、地下鉄駅やJR駅につながるバリアフリー動線とありますが、恐らく、バス路線を考えてターミナルという感じで見た場合でもバリアフリーの動線は考えられるかと思えますし、ここにも「など」と入れるべきで、地下鉄駅やJR駅と二つに限定しないほうが表現はよろしいのではないかと思います。

清田の人たちのために意見を述べているわけではないのですけれども、変更は正式なものですので、一応、そのように含みを持たせておくようによろしく願いしたいと考えております。

●林事業推進担当部長 再開発方針の2号地区地域交流拠点についてですが、今回の見直しでは清田も2号地区に含めております。

もともとの変更前の「用途地域・高度地区の指定状況、地下鉄駅等からの近接性、まちづくり計画策定エリアなどの」と含みを持たせておりますのは、清田には地下鉄駅、JR駅はございませんので、その他の要素を勘案して2号地区に含めたということです。

変更後はJR駅と追記しているのですけれども、そのほか、「まちづくり計画策定エリアなど」というところのようにその他の要素も勘案しながら地区を確定しております。こういったところで清田についても2号地区として読み取れるような解釈としてお示ししております。

●欠委員 9ページの9番を見ていただきたいのですが、一つ上の交通環境のところでは「地下鉄駅周辺やJR駅周辺をはじめとする」という表現になっていて、これはある程度

の含みが入っています。

やはり、地域交流拠点の指定だと言うのであれば、地下鉄駅とJR駅などからのという感じで「など」とここでも入れるべきで、ちょっと微妙ではあるのですが、やはり、ちょっと含みを持たせたほうが良いと思いますので、ぜひ表現をちょっと変えていただきたいたい私は思っています。

●林事業推進担当部長 今回は再開発方針の2号地区地域交流拠点の指定の考え方をご説明しておりまして、清田地区については、その考え方に基づき、区域の範囲についても議案書にお示ししております。指定の考え方については、「用途地域・高度地区の指定状況、地下鉄とJR駅からの近接性、まちづくり計画策定エリアなど」という表現で読み解くことができると考えております。

今後こういったことを説明するシーンがあると思うのですが、丁寧にご説明して対応してまいりたいと考えております。

●欠委員 清田の住民の方がオーケーということであれば良いと思うのですが、個人的には、JR駅とあえて入れるのであれば、「等」か「など」か、表現があるほうが良いと思います。JR駅、そのほか、バス路線のことも含めて「等からの」と表現したのだったら、変更前のほうがかえっていいのではないかと、広く見ればですが、そのように思われます。

JR駅とあえて入れてくれたので、では、もうちょっと幅を持たせたほうが良いのではないかとということです。地域交流拠点として清田を入れるということであれば、駅からのと表現をしないほうが良いと思います。それこそ、地下鉄駅やJR駅などからのというようになんかちょっと広い表現にしてはどうでしょうか。

地下鉄駅とJR駅とはっきりと二つ言ってしまうています。地下鉄駅やJR駅などとか、ちょっと表現を広くしてあげてください。

●林事業推進担当部長 再度の説明となり、申し訳ございませんが、変更後、例えば、補足資料2の4ページの地区指定の部分では、地下鉄駅とJR駅と詳しく載せたほか、最後に「まちづくり計画策定エリアなど」というところでその前段も包含するようにしております。この「など」の中にはご指摘いただいておりますその他の要素も含まれると捉えていますので、JR駅の後ろに「など」をつけるよりも、最後に包含して「など」と表現しているという趣旨でした。

●欠委員 そうすると、地下鉄駅とJR駅からの近接性、それから、まちづくり計画策定エリアなど、この「など」を含めて、JRも、地下鉄も、バス路線も入れてという解釈という意味でよろしいですか。

9ページも同じ表現ですよ。10ページは地下鉄駅やJR駅につながるバリアフリー動線の強化ですが、バリアフリー動線というところに「など」と入れたら駄目でしょうか。それ以上は触れません。

●岸本会長 清田区については、確かに、JR駅、地下鉄駅のいずれも存在しないわけですが、今の市の当局からのご説明からすると、地域交流拠点というものが、では、JR駅がないと駄目なのか、あるいは、地下鉄駅がないと絶対駄目なのかといったら、そんなことはないわけです。他方で、バス路線だけに注目するかという問題もあるのだけれども、現状及び将来の推計などをにらみながら、当然、清田区についても地域交流拠点を設定していくわけですよ。

ただ、往々にして地域交流拠点はJR駅のどこか、あるいは、地下鉄駅のどこかが起点になることが多いということでこういう書き方になっているのだけれども、駅がないから、あるいは、駅から遠ければ地域交流拠点から機械的に外れるし、指定はしないという意味ではない、そういう理解でよろしいですか。

そこがはっきりするのであれば、不安もなくなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●林事業推進担当部長 そのような解釈です。地下鉄駅とJR駅がないからといって2号地区地域交流拠点にならないということではございません。

清田には駅がないという特性があるのですけれども、拠点としての重要性を考慮して2号地区地域交流拠点に位置づけております。

●岸本会長 いろいろなご意見があり、そもそも地下鉄駅等としていたところ、JR駅についても前面に出してほしいというご意見を踏まえたわけですが、他方で、そうすることによってということがあります。

欠委員がおっしゃっているバス路線も確かに一つの地域交流拠点を考えるに当たっての重要な判断要素ではあるのだけれども、あくまでも地域交流拠点というものを設定していくときの考慮する際の一つの要素ですよ。

ですから、特に清田区については、その特殊性に鑑み、地域交流拠点の設定においては、駅等がないことから、今、欠委員の意見にもありましたが、バス路線、それから、言うならば人の動きなどを考慮に入れながら、適宜、見直しの可能性も含めつつ地域交流拠点を設定していく、改めてここでそういうご意見が出ているということを確認していただきたいと思うのですが、欠委員、よろしいでしょうか。

●欠委員 すぐ後ろのまちづくり計画策定エリアなどという表現まで含めて考えてということで納得したいと思いますが、質問です。

逆に、JR駅ももうちょっと幅広く考えて、「等からの」という変更前の表現に戻すわけにはいかないのでしょうか。つまり、結構広く取っていけるので、JRもバスのことも含め、あるいは、将来的に延線ということになってくるのかもしれませんが。それも含めてであれば、「駅等からの近接性」という変更前の表現で悪くないと個人的には思います。でも、今、言っていたとおりでよろしいです。

●岸本会長 これは、当局もどこでその言葉をどこまで使うか、非常に悩んだようです。今の受け取り方を前提に今後運用していくということで、認識にそごがなければいいのですけれども、市当局はよろしいですか。

言っていることは同じことなのですが、それをどう表現に落とし込むかで、JRと入れるのが果たしてよかったのかどうかという問題です。一方では、入れるべきだという市民のご意見があり、一方では、いや、それを入れることによって逆にというご意見があり、非常に悩ましいところですよ。ただ、向いている方向性は決して反対ではないということは分かります。

●林事業推進担当部長 ご意見をいただいている変更点につきまして、我々としては、2号地区地域交流拠点のエリアの範囲の決め方をお示しして、まず、地下鉄駅とJR駅のある拠点では駅との近接性を考慮して範囲を設定するという意味で「地下鉄駅等」と記載していたものです。このとおり、JR駅との近接性を考慮してエリアの設定をした地域交流拠点もございますので、ご意見を踏まえてしっかりとJR駅と書かせていただきました。

一方、清田には駅がありません。清田の地域交流拠点としての位置づけは上位計画の中で設定されているものですが、再開発方針における2号地区地域交流拠点としての範囲の決め方としては、駅との近接性ではなく、その他の要素というところで、清田の用途地域の在り方などを勘案しております。

駅がない清田地区独自の表現になってしまうのですが、そのように理解をいただきたく存じます。

●欠委員 何度もすみません。それでいいものと解釈したいと思いますが、1点だけ付け加えると、意見の概要としては、「地下鉄などの」ではなく、「地下鉄やJR駅などの」と明記すべきだと表現されています。つまり、バスのことも含めてか、清田のことを考えているかどうかは分かりませんが、その方の意見では「地下鉄やJRなどの」と表現した方がいいと書いていまして、その「など」を取ってしまい、JRと地下鉄に限定しているところはどうかと感じたということです。

ただ、その後の「など」ということで、つながっているのだという解釈なのですね。納得し切れませんが、いいです。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●横田委員 文言の追記の提案です。

概要版の5ページの公共貢献のところについてです。

官民が連携する公共貢献によってますますまちづくりが推進するというのはすばらしいと思います。その中で具体的に挙がっている交通環境の整備のところ、概要版の9ページの都心地区の整備方針に「気候風土に即した先進的な」という文言があるのですけれども、札幌ですので、気候風土に即した交通環境の整備と表現したらどうかなと思いました。

パブリックコメントの集約の14ページの17番にロードヒーティングの設置をはじめとするという意見が出されています。私はあまりよく分かっていないのですけれども、道を歩いていると、ビルごとにロードヒーティングがされていたりされていなかったりするのです。そこに使われている歩道の材料も場所によっていろいろで、ちょっと滑るようなところもあれば、ここは歩きやすい、滑りにくいというところもあります。

また、ロードヒーティングも、この頃、コンクリートが蓄熱するというか、熱を発するようなものも開発されているように聞きます。ですから、新しくビルを建てる時、歩道部分に関しても公共貢献の意識を持っていただけるといいなと思っています。そう誘導するために例として挙げるか、交通環境の整備のところにも明確に「気候風土に即した」と入れるということがあるといいのかなと思いました。

●林事業推進担当部長 概要版は本書をまとめたものになりますので、紙面の都合上、文言を省略しているところもございませんが、本書でこれに該当する場所が31ページ、32ページになりまして、例えば、本書の32ページをご覧ください。

公共貢献を整理しているところで、まさに、積雪寒冷という札幌の気候風土を踏まえた公共貢献の一例をこのようにお示ししており、横田委員のご指摘であります札幌独自の気候風土に関するものを明示しております。

●横田委員 イメージが載っているのですよね。概要版でも公共交通の関連が欲しいなと思ったのです。

●林事業推進担当部長 今後、再開発方針の策定となった後には、こういったパンフレットを用いながらご説明していくシーンもあります。いただいたご意見を踏まえ、そのような札幌の気候特性を踏まえたものを説明できるように検討してみたいと思います。

●岸本会長 貴重なご意見かと思ひます。

パンフレットをつくる時、全部の公共貢献の例をイメージ図にとおっしやっているわ

けではないと思うのですけれども、交通関係については歩道の件も入っているのだよということでは可能な限りお願いしたいということでした。今後、再開発するとき、自分のビルの目の前の歩道についての公共貢献をしようと考えてもらえるような、あるいは、そこに意識を向かせるような情報提供の在り方を考えていただきたいということでもよろしいでしょうか。

●横田委員 はい。

●林事業推進担当部長 ご意見を承りました。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●能瀬委員 2点ございます。

1点目は、先ほどもお話が出ましたが、パブリックコメントを踏まえてJR駅を追加していただいたということについてです。個人的には、パブリックコメントを踏まえてこういった方針、計画が肉づけされるのは非常にいいことだと思っておりますので、それは本当に評価しております。

それを踏まえてというわけではないのですが、このことについて、重要な関係者であるJR北海道とは意見交換なりなんなりをされたか、あるいは、今後されるご予定があるかを伺いたいです。

2点目ですが、議案書では、8ページから12ページにかけて2号地区の図面を地区ごとに掲載されていらっしゃるんですよね。これをざっと拝見して、また清田の話になって恐縮なのですけれども、清田地区の図面を拝見したときに、ちょっとほかの地区と違った2号地区の指定の仕方のように見えました。

具体的には、ほかの地区だと比較的大きな建物があるようなところは敷地なりに赤色のラインが引っ張られているなと感じたのですけれども、清田については、例えば、北北東に走っている道路沿いの右手にあるのが区役所だと思うのですけれども、敷地の一部に赤色の線がかかっています。あるいは、その上のほうに東西に少し曲がっているところで、恐らく国道36号の旧道だと思うのですけれども、その旧道沿いの西側のほうで、ここは清田小学校だと思うのですけれども、清田小学校の敷地にもちょこっとだけかかっている描かれ方になっており、敷地なりではないように見えるのです。どうしてこのようになっているのかがお聞きしたいことです。

うがった見方をすると、現況とは大きく改変されることを方針として意図しているとも考えられなくはないのです。どちらでもいいのですけれども、考え方をお伺いしたいということでした。

最後に、意見ではないのですけれども、概要版の10ページの真ん中辺に写真が2枚あり

まして、新さっぽろ駅周辺地区の夏まつりの写真についてです。前回か前々回か、写真からにぎわい性が感じにくいというお話をしたら、今回、すごくにぎわいが感じられる写真に変えていただきまして、大変ありがとうございました。

●林事業推進担当部長 まず、1点目のJR北海道との意見交換についてです。

この再開発方針のことだけでの意見交換はしていないのですが、日頃から、例えば、札幌駅、篠路駅、新札幌駅について、いろいろと意見交換している場がございます。そういった話合いの中での意見も参考にして再開発方針の見直しに取り組んでいます。

2点目の清田地区の範囲の考え方についてです。

まず、説明としまして、概要版の6ページをご覧ください。

2号地区の指定の考え方の中に地域交流拠点の指定の考え方というところが中段の下側にあるのですが、その中の黒色の矢印を描いているところで、「用途地域・高度地区の指定状況、地下鉄駅とJR駅からの近接性、まちづくり計画策定エリアなどを勘案して地区ごとに画定」とあり、まず、大きな考え方としてはこのように定めております。

先ほどの話でもございましたが、清田には地下鉄駅とJR駅はありませんので、どういった考え方でやっているかといいますと、用途地域や高度地区の指定状況から範囲を決めているということです。

その具体の決め方、清田地区の範囲をスクリーンにお示しします。こちらが清田地区周辺の用途地域や高度地区の考え方です。

ちょっと見づらくて恐縮ですが、赤色の点線の範囲が今回2号地区として指定されているところで、真ん中の黄色い部分が抜けているような状況です。

設定の条件としましては、近隣商業地域、かつ、高度地区45mとして、土地の高度利用が比較的可能なこれらの範囲を重ねると、今回の赤色の点線で囲った2号地区の範囲が指定されるということです。

2号地区については半ばいびつな形になってしまっていますが、整備促進地区、いわゆる都市機能誘導区域についてはもうちょっと広い形で設定しているというものです。

また、写真については、前回、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

できる限りにぎわいが創出されている様子が分かる写真を探して差し替えいたしました。

●能瀬委員 JR北海道については、恐らく日頃からいろいろな機会を持たれているかと思いますが、今回、パブリックコメントを踏まえて追記になったということ自体もできれば伝えていただいて、個人的には、JR北海道にももっと元気になってもらい、まちづくりにより一層参加していただければ、まちにとってもいいのかなと感じております。

機会がありましたら、ぜひお願いいたします。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●長屋委員 今日では諮問ですので、意見を述べさせていただきます。

2015年の都市計画審議会でも方針が諮問されました際、私たちは2点を指摘しました。地域住民が主役であること、そして、高層建築物は抑制的であるべきという指摘です。あれから10年がたちました現在、規制緩和の下、都心部では高層ビルの建設が相次いでいます。

また、今回の計画における6ページ、都心の指定の考え方についてです。

先ほど国際展示場のMICEのときに言いましたが、MICEとはちょっと違うと思うのです。ここでは、都心の指定の考え方として、札幌の国際競争力の向上というワードが盛り込まれております。こういう表現は、やはり他都市との競争を重視する姿勢を強めるものであって、世界の都市間競争、周辺地域の方々との間で摩擦やトラブルを招くのではないかと懸念しております。

競争に勝つことを目的とするのではなく、札幌の都市規模や地域特性に見合った身の丈に合った再開発を進めることが重要だと思います。自然環境に恵まれた札幌ならではの魅力を最大限に生かして、持続可能で市民一人一人が誇りを持てるまちづくりを進めていくべきと考えております。

●林事業推進担当部長 ただいま、2点のご意見をいただきました。

まず、1点目ですが、前回改定時、地域住民が主役であるというご意見をいただきましたことについて、我々としても、再開発というものは、ただビルを建て替えるという視点ではなく、後背圏に住んでいる住民の方、並びに、地域交流拠点周辺に住んでいる住民の方を含め、生活の質をよくするために都市機能を更新するという視点がございますので、まさに地域住民の方を主役にした再開発を進めていく必要があると思っております。

2点目の高層建築物を抑制すべきということについてです。

札幌市の中でも高度地区などによって高さ制限などを行っているところがございます。都心についてはいろいろな考え方があると思うのですけれども、都市機能など、いろいろな機能を誘導するという意味で高層建築物は許される範囲で建築していくということにして、その点についてはご理解をいただきたいところでございます。

また、都心の指定の考え方の国際競争力というところについてです。

先ほど立地適正化計画のご意見に際してもご説明しましたけれども、ほかを蹴落として勝っていくのだということではなく、札幌市としても国際競争力をつけて魅力と活力あるまちを目指していきましようという思いでこのような表現をしておりますので、この点についてもご理解をいただければと思います。

●岸本会長 ほかにございませんか。

(なしと発言する者あり)

●岸本会長 本案件は諮問、採決の案件ですので、ここで採決を行います。
議案第2号の都市再開発方針の変更について賛成の方は挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

●岸本会長 賛成多数と認めます。
よって、本案につきましては当審議会として同意することにいたします。

◎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

●岸本会長 最後に、議案第5号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてです。

準備ができましたら、担当部局からご説明をお願いいたします。

●岩瀬都市計画課長 議案第5号の札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更につきまして、札幌市からの案の申出に先立つ意見聴取案件としてご説明いたします。

前方のスクリーンまたは資料をご覧ください。

説明をする前に補足で概要を説明させていただきます。

この方針は、北海道で策定されている計画となります。札幌圏ということになっておりますが、札幌市と周辺4都市を含めたものです。ですから、この計画の審議も北海道都市計画審議会で行われることとなります。

なお、この方針は令和3年に策定されております。道の全面改定はまだ先になるのですけれども、ちょうど今、中間の見直しを行っておりますし、札幌市も含まれた計画になりますので、今、皆さんで議論していただいた都市計画マスタープランや立地適正化計画、再開発方針の内容を一部でも反映させていただきたいということで道に申出をしたいということです。

パワーポイントでももう少し詳しく説明させていただきます。

繰り返しの説明となって恐縮ですが、本方針は、通称、区域マスタープランと呼ばれているもので、法令に基づき都道府県が定めることとされています。一方で、市町村においては、法令で、都道府県に対し、区域マスタープランの変更案を申し出ることができます。

今回の申出の内容は、これまで2年間、検討部会で議論し、当審議会にも説明してきました第3次札幌市都市計画マスタープラン等の内容を反映させていきたいということから、事前説明は省略し、本日、案の報告をさせていただきます。

目次となりますが、本日の説明事項は3点です。

概要や位置づけ、変更の概要、今後の予定をご説明いたします。

最初に、区域マスタープランの概要や位置づけについてです。

こちらは、計画の体系図です。

札幌市の都市計画マスタープランの本書にもこれまでずっと出てきている資料ですが、

本市が定める都市計画マスタープランや立地適正化計画、さらに、本市で決定する様々な都市計画などはこの区域マスタープランに即して定めることとされています。そのように計画体系ができております。

次に、区域マスタープランの概要です。

左側の区域マスタープランは、北海道が定める都市計画です。広域的な観点から都市計画の基本的な方針を定めるもので、区域区分、いわゆる市街化区域と調整区域を分ける線引きですが、その基準となる方針になるものです。札幌圏都市計画区域は、札幌市と小樽市の一部、江別市、北広島市、石狩市の5都市で形成されている札幌圏ということで設定されています。

これに対し、右側の市町村マスタープランは、本市でいえば、第3次札幌市都市計画マスタープランを指しており、札幌市が定める都市計画に関する基本的な方針です。このように計画体系がなされております。

今回は区域マスタープランの見直しということですが、現行のものは令和3年に決定されており、おおむね10年後の令和12年度を目標としております。次回の定時見直しと言われている計画の改定は、大体、令和11年度から12年度を予定しているとお聞きしております。基本的に札幌市が策定を進めている都市計画マスタープラン等は令和11年度に全部を反映していただく予定ですけれども、今回、中間年に当たる令和8年に限定的に中間見直しを行うとお聞きしており、部分的ではありますが、皆さんで議論していただいた内容の一部を区域マスタープランに少し反映させていくことを予定しています。

今回の中間見直しにつきましては、資料に書いていますけれども、例えば、前回の令和3年度につくったときには入っていなかった大型プロジェクトなど、次回の定時見直しを令和11年度か令和12年度に予定しておりますけれども、そこまでの間に都市計画決定するときに支障が出そうなもの、つまり、令和11年までの間に都市計画審議会において議論する内容でここに入っていないとおかしいことになるといような都市計画上で問題がありそうなものに限定して見直しをするとお聞きしております。

次のページです。

区域マスタープランに定める事項を記載しております。

1番、2番については計画の目標や区域区分の際の方針と書いてあり、基本的な考え方になります。ここについては変わらないと考えております。例えば、個別の事業や主要な都市計画の決定の方針という三つ目のところのみを今回の中間見直しで見直しすると聞いております。

次のページをお願いします。

これが区域マスタープランの変更手続とお聞きしている内容です。

スライドの左側にあるのが札幌市の状況です。

これまで第3次札幌市都市計画マスタープランの作成を札幌市でできており、左上になりますけれども、本日は、この案について、本審議会での意見聴取を経た上で北海道へ

案の申出を行うという流れになっています。

これまでも北海道や関係市町村とした協議を右側に書いていますが、いろいろと打合せをさせていただいております。そして、今日の意見内容についても正式に道に申出を行うという流れになっています。

その後、スライドの右側にある北海道における手続に移行しまして、北海道によるパブリックコメントや公聴会、北海道都市計画審議会での議論、審議、案の縦覧を経て、最終的に北海道が都市計画決定を行い、区域マスタープランが決定されるという流れになっております。

ここから変更の概要について説明いたします。

札幌市が案の申出をする部分ということで、ご覧いただきたいと思っております。

今回の中間見直しでは、北海道が作成した中間見直し事務要領を踏まえつつ、先ほど説明しました第3次札幌市都市計画マスタープラン、第2次札幌市立地適正化計画、札幌市都市再開発方針の改定内容の一部を反映させることを目的としております。

主な見直し項目は、高次機能交流拠点や市街化調整区域などの土地利用の関係や都市施設の関係、市街地開発事業の関係、自然的環境に関する方針についてです。

次のページです。

主な変更内容ということで、まず、高次機能交流拠点を今回追加しております。これは、札幌市のビジョンで高次機能交流拠点を追加しておりまして、これまで議論してきました都市計画マスタープランにおいても高次機能交流拠点については議論していただいておりますけれども、当時の区域マスタープランでは、今、追記しようとしている丘珠空港周辺やスノーリゾートエリア、中島公園周辺、円山動物園、大倉山周辺が書いていなかったので、今回、区域マスタープランに札幌市の計画を反映させるためにこうした拠点を追加するという事です。また、下のほうに書いてはありますが、都市機能の高度化、集積といったような文言の修正も含め、今回、道庁に申出をしたいと思っております。

次のページです。

そのほかですが、市街化調整区域及び公園、交通施設に関わる変更点です。

産業振興の観点から、高い交通利便性を有している地区における土地利用の活用に関する方針を追加ということで、市街化調整区域のところですが、都市計画マスタープランの内容の文言を一部追記することを考えております。

また、地域に応じた課題解決や市民の利便性の向上などに向けて、公園におけるPark-PFIなどの民間活力の導入、丘珠空港の機能強化や利活用促進に向けて、航空ネットワークの充実、強化を図るといった方針が今の区域マスタープランに記載されていないので、都市計画マスタープランからの部分について文言を追加していただく予定です。

全部が全部、追加できる場所ではないのですが、直近のこれらのものについて意見を出し、道庁の区域マスタープランに反映していただきたいと思っております。

最後に、今後の予定について説明いたします。

先ほども説明しましたが、この区域マスタープランは、最終的に北海道が決定する都市計画です。

本日の意見聴取の後、2月下旬に、北海道に対し、都市計画法に基づく案の申出として今の変更案を提出したいと考えております。その後、北海道における都市計画法に基づく案の縦覧等を経て、9月の北海道都市計画審議会において同意が得られましたら、10月中旬に告示される予定と聞いております。

急な説明であり、大変難しいところもあったかもしれませんが、以上をもちまして議案第5号の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

●岸本会長 それでは、ただいまの説明についてご質問等がございましたらお伺いいたします。

●森田委員 後ろから2番目の主な変更内容の札幌市関係分です。

高次機能交流拠点追加のところに丘珠空港周辺と書いてあります。私自身、札幌市民として大いに推進したいと思うのですけれども、市としてこれを追加した大きな理由のご説明をお願いします。

●岩瀬都市計画課長 都市計画マスタープランでも記載しておりますけれども、ビジョンのときから、今後、札幌が人口減少等になっていく中でどう魅力と活力を高めていくかを全市的に議論をしていく中で高次機能交流拠点は必要であろうということから、丘珠空港やスノーリゾートエリア、中島公園などが追加されております。

特に、丘珠空港については、ちょうど今、議論を並行してやっておりますけれども、道内連携も含め、航空ネットワークの拡大が今後必要であろうとなっております。もうちょっと細かいことを言うと、医療用ジェット機の話など、いろいろな話がありますけれども、道内、国内を見たときに丘珠空港及びその周辺の活用が必要であろうという議論になっており、追加したという経緯がございます。

●森田委員 なぜ聞いたかという、丘珠空港についてはこれからの札幌市の発展並びにいろいろなことを考えたときに大変重要な拠点だと私は思っています。

ほかにも重要なのですけれども、流通、経済のことも含め、ぜひ、今度の道とのお話合いの中でお願いしたいと思います。言っていていいかどうかは別として、市としての推進を私は強く望んでおりますので、その点をよろしくお願いいたします。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●欠委員 2点、質問です。単純なものです。

1点は、10ページの手続のところ、北海道の都市計画案の縦覧とあります。これは区域のプランですので、札幌市以外の周辺の都市でも縦覧し、意見をもらうということよろしいですか。

もう一点は、今、丘珠空港のことが出てきましたが、14ページについてです。

機能強化のところは滑走路の延長という内容を含めて出していると考えてよろしいですか。

●岩瀬都市計画課長 1点目の縦覧の関係ですけれども、ほかの市町村も含めてやられると聞いております。

二つ目の丘珠空港については、国でパブリックインボルブメントを行うと聞いており、そういう議論をしている最中だということですが、今後どうなるかはまだ決まっていないという状況でして、ご理解をいただけたらと思います。

●岸本会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 ただいまご質問やご意見が出されましたが、それらのご質問等については個別に対応していただくこととしますが、本案について北海道に案の申出を行うことについて、この都市計画審議会においては意見なしとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●岸本会長 特に異議はないようですので、本案については当審議会としては意見なしといたします。

以上で本日予定の審議案件は全て終了しました。

全体を通してご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、事務局から連絡事項等がございましたらお願いします。

4. 閉 会

●事務局(岩瀬都市計画課長) 本日は、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本日をもちまして令和7年度の審議は全て終了となります。

第13期札幌市都市計画審議会委員の皆様におかれましては、本日が最後の審議会となります。あわせて、長年にわたり多大なるご尽力を受け賜りました岸本会長が今期をもちまして当審議会の委員及び会長をご退任されることになりましたことから、まちづくり政策局都市計画部長の小林より、一言、ご挨拶を申し上げます。

●小林都市計画部長 本日も、長時間にわたり、ご審議をいただきまして、誠にありがと

うございます。

本日が第13期の札幌市都市計画審議会委員の皆様にご審議をいただく最後の審議会となりましたことから、本来であれば都市計画担当局長の稲垣からご挨拶するべきところですが、公務により欠席となっておりますので、私から、一言、御礼を申し上げます。

岸本会長並びに委員の皆様におかれましては、令和6年度、令和7年度の2年間にわたり、合計10回の審議会の中で様々な案件についてご議論、ご審議をいただきました。その中で、今日もそうですけれども、我々にとって非常に貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

とりわけ、今日もありました第3次札幌市都市計画マスタープラン、第2次札幌市立地適正化計画、札幌市都市再開発方針、これらのご議論に当たりましては、お忙しい中にもかかわらず、毎回、ご参加をいただいて、本当に様々な意見をいただきまして、我々としてもそれをできるだけ計画の中に反映するようにやってみました。おかげさまをもちまして、もう少しで世に出せると思うのですけれども、札幌の都市づくりを支える計画として取りまとめることができました。

それから、岸本会長におかれましては今期をもちまして委員並びに会長をご退任ということになりました。平成27年から審議会の委員として就任していただき、令和2年からは会長職に就いていただきました。都市計画審議会は非常に多様なご意見がありますし、難しい案件がたくさんありましたけれども、本当に丁寧にご尽力をいただき、審議会を進めていただきまして、無事にこれまでできたことに感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

我々としましても、皆様からいただいた貴重な意見がたくさんありましたので、今後もそういったものを生かして都市計画行政をしっかり進めてまいりたいと思います。

ここで皆様にお礼の言葉として述べるには本当に簡単で申し訳ないとは思いつつも、あまりしゃべれないところもございますので、まとめとさせていただきますけれども、岸本会長をはじめ、各委員の皆様におかれましては、2年間、本当にありがとうございました。皆様のこれからのますますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、最後にお礼の言葉とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。

●岩瀬都市計画課長 ご退任に当たりまして、第13期の委員を代表し、岸本会長からも、一言、ご挨拶をぜひいただければと思います。

●岸本会長 退任に当たりまして、一言だけご挨拶申し上げます。

先ほど確認したのですけれども、私は2015年から本審議会の委員を拝命しまして、2020年から会長として議事進行に携わってきました。

この間、歴代の本審議会の委員であられた市民委員の方々、市議会議員の方々、学識経

験者の方々には大変お世話になったと考えております。この場をお借りしまして改めて厚く御礼申し上げます。

札幌市都市計画審議会は、本日もまさに出てきていますが、札幌市並びに広く札幌都市圏の方向性を定めて、特にその未来像、将来像を決定するという極めて責任の大きい審議会だと考えてきました。

個々の都市計画の案を審議するに当たっては、札幌市域または札幌都市圏全体を視野に入れた公共性の在り方を議論してきましたが、同時に、時として、個々の都市計画決定によって影響を受けることになる地権者等の私権に影響を及ぼすことが少なくないですし、現実、少なくなかったと思っております。したがって、事案によっては賛否両論が鋭く対立する場面もあったし、今後もあるというのが本審議会の宿命だと理解しております。

また、都市計画というのは、都市計画法や都市再生特別措置法をはじめ、土地区画整理法や都市再開発法など、様々な都市計画法制があって、それを基盤に策定されることなのですが、これら都市計画に関する法制度がとにかく複雑で専門技術的であるということとはつとに言われているところです。そのため、委員の皆様方には、制度それ自体がそもそも分かりにくいという中で、札幌市のあるべき未来像、将来像をにらみながら決断を下さなくてはならなかった局面、そこにおける迷いと苦しみが多分にあったのではないかと拝察しております。私もそうでした。

それだけに、審議に当たって、委員の皆様方に、本当の意味で、真に有益な実効的な議論を行っていただき、その上で、よしあしを含めて決断していただけるよう、最大限努力してきたつもりではございますが、議事進行に当たって私の至らぬ点が多々あったのではないかと思っております。もしそのようなことがございましたら、この場をお借りいたしましておわびを申し上げるとともに、他方、そのような中で、辛抱強く札幌の将来像、未来像を見据えながらご議論に参加して下さった皆様方、歴代の委員の方々を含め、改めて御礼を申し上げたいと思っております。

また、審議会の開催に先立って、議案の内容と配付資料や争点整理等に当たり、実は何度も札幌市の担当部局の方々と打合せを行っております。私の要請に応えるべく、担当部局の方々には恐らく多大な負担を強いたであろうと思っておりますが、札幌市のために必死になって頑張っていたというところがよく分かりました。

市のために全力を尽くして下さってきたことについて厚く御礼申し上げます。

何やら反省の弁みたいになってしまいましたが、歴代の委員の方々、そして、歴代の職員の方々のご尽力とご協力に本当に感謝しております。誠にありがとうございました。

皆様方のご多幸と札幌市のますますの発展を祈念いたしております。

以上、退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

●岩瀬都市計画課長 岸本会長、本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第135回札幌市都市計画審議会を終了いたします。
第13期の委員の皆様、本当にありがとうございました。

以 上

第135回札幌市都市計画審議会出席者

委員（20名出席）

阿部美子	市民
池田敦子	北海道大学大学院保健科学研究院教授
石嶋芳臣	北海学園大学経営学部教授
うるしはら直子	札幌市議会議員
欠政信	市民
川田ただひさ	札幌市議会議員
岸本太樹	北海道大学大学院法学研究科教授
小口智久	札幌市議会議員
小竹ともこ	札幌市議会議員
田中昭彦	北海道警察本部交通部長（代理出席 上野貴弘）
中尾英樹	北海道建設部まちづくり局長（代理出席 菅原 剛）
長屋いずみ	札幌市議会議員
能瀬与志雄	市民
福田菜々	北海道科学大学工学部准教授
水上美華	札幌市議会議員
宮藤秀之	北海道開発局開発監理部次長（代理出席 佐藤涼子）
森田久芳	市民
山田洋子	市民
横田香世	市民
渡邊克仁	札幌商工会議所副会頭